



制度〈基本〉

運用・商品〈基本〉

運用・商品〈実践〉

その他

10月～原則として 企業型DCとiDeCoの併用が誰でも可能に

2022年10月1日から、企業型年金規約の定めがないためiDeCoに加入できなかった企業型DC加入者の方も、原則iDeCoに加入できるようになります。内容を確認しておきましょう。



企業型DCの加入者がiDeCoを利用しやすくなります

● 10月からは、規約の定めが不要になります

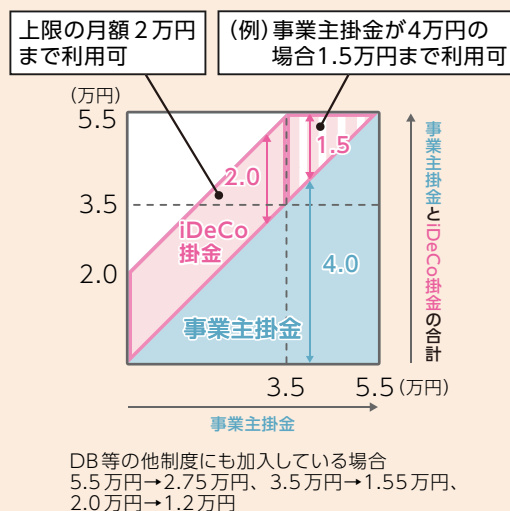
現在は、企業型DCの加入者でiDeCoに加入できるのは、労使合意に基づくiDeCo加入を認める企業型DC規約の定めがある場合に限られています。本年10月からは、企業型DCの加入者は、規約の定め等がなくても、原則iDeCoに加入できるようになります。

※マッチング拠出の利用者、年単位拠出の企業型の加入者を除く

● 掛金に合算管理の仕組みができます

iDeCoの掛金額は、月額2万円を上限（DB等の他制度にも加入している場合は月額1.2万円）として、5.5万円（同2.75万円）から各月の事業主掛金（会社が掛ける掛金）を差し引いた残余の範囲内で、各月拠出ができるようになります。

事業主掛金が3.5万円（同1.55万円）以下の場合は上限の月額2万円（同1.2万円）まで、3.5万円（同1.55万円）を超える場合は上記差額の範囲内で、月額5千円からiDeCoを利用できます。



	企業型DCのみに加入する場合	企業型DCとDB等の他制度に加入する場合
企業型DCの事業主掛金限度額	月額 5.5万円	月額 2.75万円
iDeCoの掛金限度額	月額5.5万円 - 各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額2万円を上限)	月額2.75万円 - 各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額1.2万円を上限)

マッチング拠出の利用者は、iDeCoに同時に加入できません。

2022年10月の制度改正後も、マッチング拠出とiDeCoの両方を同時に利用することはできません。企業型DCにマッチング拠出制度がある場合、マッチング拠出かiDeCo加入かは、加入者ごとに選択できるようになります。

〈制度の違い〉

	マッチング拠出	iDeCo 同時加入
掛金の上限	①事業主掛金と同額以下 ②事業主掛金とマッチング拠出掛金の合計が5.5万円以下(2.75万円以下)	①2万円以下(1.2万円以下) ②事業主掛金とiDeCo掛金の合計が5.5万円以下(2.75万円以下)
管理方法	企業型DCの1つの口座で管理	企業型DCとiDeCoを別の口座で管理

()内の金額はDB等の他制度にも加入している場合

※ DB等の他制度とは、確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済をいう。



加入者サイトに入ってみよう!

りそな銀行確定拠出年金加入者サイトでは、皆さまの資産状況、運用商品状況のご確認、将来の受取金額シミュレーション、各種お手続きを行っていただけます。



<https://www.resonabank.co.jp/nenkin/dc/login>

2022年7月発行

りそな銀行 年金業務部 確定拠出年金室
〒540-8607 大阪市中央区備後町2-2-1

本レターに関するお問合せ先

りそな銀行 確定拠出年金コールセンター

☎ 0120-401-987+「2#」

※海外からは国際フリーダイヤルをご利用ください。

本レターの無断引用・転載はお断りします。